

ネットワークカメラ製品 ご利用規約

第1条（総則）

本利用規約(以下、「本規約」という。)は、お客様(以下、「甲」という。)が株式会社シーティーエス(以下、「乙」という。)の提供するネットワークカメラ製品を利用(以下、「本サービス」という。)するにあたり、乙が別途定めるレンタル基本約款(以下、「約款」という。)及びサブスクリプション契約条項(以下、「契約条項」という。)に基づき、甲乙間の権利義務関係を定めるとともに、本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「映像データ」とは、対応ハードウェアを利用して撮影された動画、静止画その他の映像データを意味します。
- (2)「対応ハードウェア」とは、本サービスに対応するものとして乙が提供するネットワークカメラ製品及び当該製品に付随するハードウェアを意味します。
- (3)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）を意味します。
- (4)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (5)「利用契約」とは、第4条第3項により甲乙間に成立する本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約を意味します。

第3条（本サービスの内容）

乙が甲に提供する本サービスの内容は本規約の【別表】の通りとなります。

第4条（登録）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり本規約を遵守することに同意し、かつ乙の定める一定の情報（以下、「登録情報」という。）を乙の定める方法で乙に提供することにより、乙に対し、本サービスの利用を申請することができます。
2. 乙は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 乙に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 乙が別途定める約款及び契約条項における反社会的勢力に係る条項のいずれかに該当する場合
 - (5) その他、乙が登録を適当でないと判断した場合

3. 乙は前項の他、約款及び契約条項の内容及びに基づき、甲の登録の可否を判断し、乙が甲の登録を認める場合にはその旨を甲に通知します。当該通知により登録が完了し、これをもって、利用契約が甲乙間に成立します。

第5条（料金及び支払方法）

本サービスの利用料金及び支払方法は、約款及び契約条項で定めた通りとします。

第6条（パスワード及びIDの管理）

1. 甲は、本サービスの申請にあたり乙が登録を認めた登録情報にかかるパスワード及びIDを自己の責任において、管理及び保管するものとし、第三者に対して貸与、譲渡、売買してはならないものとし、
2. パスワード又はIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は甲がその責を負うものとし、乙は一切の責任を負いません。
3. 甲は、パスワード又はIDが盗用され、又は、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙からの指示に従うものとし、

第7条（禁止行為）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 乙、又は甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) 対応ハードウェアを使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容の映像データを撮影する行為
 - (3) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容の映像データを本サービスに送信する行為
 - (4) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (5) 猥褻な情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
 - (6) 異性交際に関する情報を送信する行為
 - (7) 反社会的勢力に対して、直接又は間接的に利益を供与する行為
 - (8) 法令又は乙若しくは甲が所属する業界団体の内部規制に違反する行為
 - (9) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (10) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (11) 乙が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - (12) 本サービスの全部又は一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
 - (13) 乙又は第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - (14) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為

- (15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
 - (16) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、乙の業務に著しく支障を生じさせる行為
 - (17) 乙による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (18) その他、乙が不適切と判断する行為
2. 乙は、本サービスにおける甲による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると乙が判断した場合には、甲に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。乙は、本項に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

第8条（本サービスの停止等）

1. 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、その旨を甲に通知し、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断した場合は、この限りではありません。
- (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター・通信回路、その他ハードウェア等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 外部サービスに、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - (5) その他、乙が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 乙は、乙の都合により、甲に対して 30 日前に通知することにより、本サービスの提供を終了することができます。
3. 乙は、本条に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

第9条（対応ハードウェアその他の設備）

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、対応ハードウェア、スマートフォンその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、甲の費用と責任において行うものとします。
2. 甲は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 甲は、乙が対応ハードウェアを製造又は販売する者ではなく、対応ハードウェアの故障、破損、不具合、瑕疵その他の対応ハードウェアに関する一切の事項について乙が甲に対して責任を負うものではないことを認識し、了承するものとします。

第10条（映像データ）

1. 甲が本サービスを通じて送信した映像データの知的財産権は、甲又は甲に権利を許諾した者に帰属するものとします。ただし、乙は、甲が本サービスを通じて送信した映像データを、

本サービスを運営する目的で利用することができるものとします。

2. 甲は、乙に対し、本サービスを通じて送信した映像データについて、甲が乙に対して前項ただし書に基づく利用許諾をするために必要な知的財産権その他の権限及び権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。
3. 乙は、甲の事前の同意を得ずに、甲が本サービスを通じて送信した映像データを第三者に提供しないものとします。ただし、次に定める場合には、乙は甲の事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、甲の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、甲の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 乙が本サービスを運営するために必要な範囲内において映像データの取扱いの全部又は一部を、サービス提供会社へ委託する場合
 - (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って映像データが提供される場合
4. 甲は、乙が本サービスの内容として保存する場合を除き、乙に甲が本サービスを通じて送信した映像データを保存する義務がないことを認識し、了承するものとし、必要な場合には甲の責任及び費用において映像データのバックアップをとるものとします。
5. 乙は、甲が本サービスを通じて送信した映像データを、本サービスの運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、第7条第1項及びその他の本規約の規定に違反しているものと判断した場合には、甲への事前の通知なしに、当該映像データの全部又は一部を非公開又は削除することができるものとします。このとき、乙は、本項に基づき行った措置により甲に生じた損害について一切の責任を負いません。
6. 甲は、甲が本サービスを通じて送信された映像データは、乙との利用契約が解除又は甲の削除と同時に全て削除され、録画データを復元する事が出来ない事を認識し、了承するものとします。
7. 甲は、甲が本サービスを通じて、SDカード又はNAS等のネットワークストレージに保存した映像データは、機材一式が返却されたと同時に全て削除され、録画データを復元する事が出来ない事を認識し、了承するものとします。ただし、甲が個別に用意した機材に保存した映像データについては、この限りではありません。

第11条（個人情報）

乙は、甲の個人情報について、約款及び契約条項で定めた通りに取扱いします。

第12条（登録取消等）

1. 乙は、甲が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該甲について本サービスの利用を一時的に停止し、又は甲としての登録を取り消すことができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 乙、甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 3ヶ月以上本サービスの利用がなく、乙からの連絡に対して応答がない場合
 - (6) 乙が別途定める約款及び契約条項における債務不履行に係る条項のいずれかに該当する場合
 - (7) その他、乙が甲としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、甲は乙に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに乙に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
 3. 乙および甲は、それぞれ7日前までに乙所定の方法で相手方に通知することにより、甲の登録を取り消すことができます。
 4. 乙は本条に基づき乙が行った行為により甲に生じた損害について一切の責任を負いません。
 5. 本条に基づき甲の登録が取り消された場合、甲は、乙の指示に基づき、乙から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第13条（保証の否認及び免責）

1. 甲は、甲自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、乙は、甲が本サービスを利用して行った一切の行為、その結果について責任を負いません。
2. 甲は、本サービスの内容として乙が映像データを保存又は配信する場合であっても、常時映像データを保存又は配信することができることを保証するものではなく、対応ハードウェアその他の本サービスの利用に供する装置、ソフトウェア又は通信網の瑕疵、障害、動作不良若しくは不具合その他の事由により、映像データを保存又は配信できない場合があることを認識し、了承するものとします。また、乙は、映像データを保存又は配信できなかったことにより甲に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスは、乙以外の第三者が提供するサービス（以下、「外部サービス」という。）と連携することがありますが、連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合でも、乙は一切の責任を負いません。
4. 本サービスが外部サービスと連携している場合において、甲は当該外部サービスの規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、甲と当該外部サービスを運営する第三者（以下、「外部事業者」という。）との間で紛争等が生じた場合でも、乙は当該紛争等について一切の責任を負いません。
5. 甲は、本サービスを利用することが、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、乙は、甲による本サービスの利用が、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
6. 本サービスに関連して甲と甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、甲の責任において処理及び解決するものとし、乙はかかる事項について一切責任を負いません。

7. 乙は、乙により本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、甲のメッセージ又は情報の削除又は消失、甲の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して甲が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
8. 乙は、本サービスが全ての情報端末に対応している事を保証するものではなく、本サービスの利用に供する端末の OS バージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性がある事について、甲はあらかじめ承するものとします。
9. 乙は、本サービスに関連して甲が被った損害について、賠償する責任を一切負わないものとします。また、消費者契約法の適用その他の理由により、乙が甲に対して損害賠償を負う場合においても、乙の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月間の期間に甲から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。
10. 甲は、本サービスの一つであるバックホウカメラシステムはバックホウに取り付けし、甲のオペレーター（運転者又は運転者を補助するため、指示を出す者）がモニターを通して周辺状況の確認をするものであり、バックホウの旋回方向の視認不注意を防止し、又は、悪天候時の視界不良下での操作を支援する装置でないこと、あらゆる状況で事故を回避するものでないことを認識した上で、利用します。乙は、甲がバックホウカメラシステムを本来の使用目的に沿って使用し、それに伴って同システムに起因した事故が発生し、これによって甲又は第三者に損害が発生したとしても、理由、名目の如何を問わず、その責任を負いません。

第14条（甲の賠償等の責任）

1. 甲は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して乙に損害を与えた場合、乙に対してその損害を賠償しなければなりません。
2. 甲が、本サービスに関連して甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を乙に通知するとともに、甲の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、乙からの要請に基づき、その経過及び結果を乙に報告するものとします。
3. 甲による本サービスの利用に関連して、乙が、甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、甲は当該請求に基づき乙が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第15条（規約内容の変更）

本規約の内容及び別表記載の本サービスの内容について、変更が一般の利益に適合する場合、又は変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容が相当であるなど、その他変更に係る事情に照らして合理的である場合には予告なく変更することができるものとします。

第16条（連絡・通知）

本サービスに関する問い合わせその他甲から乙に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に係る通知その他乙から甲に対する連絡又は通知は、乙の定める方法で行うものとします。

第 17 条（本規約の譲渡等）

甲は、乙の書面による事前の承認なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 18 条（完全合意）

本規約は、本規約に含まれる事項に関する乙と甲との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する甲と乙との事前の合意、表明及び了解に優先します。また、本規約に規定のない場合で、約款及び契約条項に規定がある場合には当該約款及び契約条項の規定が、約款及び契約条項の規定が本規約の規定に抵触する場合には、本規約が優先適用されることといたします。

第 19 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能を判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 20 条（協議事項）

本規約又は乙が別途定める約款及び契約条項に定めのない事項、あるいは本規約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上、お互いに誠意をもって解決をはかるものとします。

以上

制定・施行日：2020年10月1日
改訂日：2023年4月1日

【別 表】

本利用約款第 3 条の本サービスの内容は以下となります。(2023 年 4 月 1 日 現在)

1. 各種ネットワークカメラ（付随するハードウェア含む）
2. バックハウカメラシステム

以上